



アクセスFSA 第5号 (2003年4月)



イラク情勢を踏まえ金融庁対策本部を設置・開催
(3月20日)



第12回金融審議会金融分科会第二部会において部
会報告書「リレーションシップバンキングの機能強
化に向けて」をとりまとめ (3月27日)

目次

【トピックス】

- 株式市場の適正な運営の確保について
- 金融再生プログラムの進捗状況について
 - I 担保評価の厳正な検証について
 - II リレーションシップバンキングの機能強化に向けて (金融審議会金融分科会第二部会報告書)
 - III リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム
 - IV 有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する代表取締役の確認について
 - V 公的資金による資本増強行 (主要行) に対するガバナンスの強化について
 - VI 特別支援金融機関における「管理会計上の勘定分離」について
 - VII 「特別支援金融機関」に対する経営監視について
 - VIII 自己資本比率の算定に関する外部監査の導入について
- 貸金業の登録審査等の一層の強化について
- イラク問題への対応について
- 米国PCAOBの規則案へのパブリック・コメントの発出について

【特別企画】

- 堀内昭義金融審議会第二部会長インタビュー

【金融ここが聞きたい！】

【金融便利帳】

- 今月のキーワード：公認会計士

【伊藤副大臣に質問！】

【お知らせ】

【3月の主な報道発表等】



【トピックス】

＜株式市場の適正な運営の確保について＞

I 金融庁では、去る3月13日、最近の株式市場がイラク情勢などの国際情勢の緊迫化を背景に不安定な状況となっていることを踏まえ、投資家の市場に対する不安感を払拭し、株式市場の適正な運営を図る観点から、①厳格な市場監視、②適正な価格形成の確保、③証券会社の自己売買に関するリスク管理の徹底、④自己株取得規制の緩和、⑤機関投資家の適切な資金運用（適切な貸株運用）の確保、⑥株式売却の際の市場の状況への配慮要請の6項目を内容とする「株式市場の適正な運営の確保について」をとりまとめ、これらの方策を直ちに講じることとしました。

※ 本文等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「株式市場の適正な運営の確保について」（平成15年3月13日発表）](#)にアクセスして下さい。

II 具体的な方策の内容及びその実施状況については、以下のとおりとなっています。

1. 厳格な市場監視

証券市場に対する投資家の不安を払拭するためには、証券市場で不公正な取引が行われないことが何よりも重要です。こうした観点から、東京証券取引所や日本証券業協会では、風説の流布や相場操縦などが行われていないか、十分な情報収集、分析を通じた監視を強化することとしました。

また、証券取引等監視委員会においては、証券取引所等と密接に連絡を取りつつ、証券取引法に違反する行為について厳正に対処するため、東京証券取引所、日本証券業協会とそれぞれ市場監視連絡協議会を設置し、風説の流布や相場操縦等についてより迅速な情報交換を行うとともに、法令違反の疑いのある行為に対して、更に機動的かつ効率的に対処できるよう連携を強化しました。

2. 適切な価格形成の確保

先般、いわゆる引値保証取引等に関し、証券取引法に違反する作為的な相場を形成する行為があったことを契機として、引値保証取引が相場操縦的な行為につながりやすい危険性があることを踏まえ、引値保証取引に係る発注者、受託証券会社、取引所等それぞれに対して取引の公正性を確保するための自主ルール等の策定を要請しました。

これを受け、発注者である投資信託協会・信託協会等において、引値保証取引等の発注に係る社内ルールの整備についての自主ルールを、日本証券業協会において、受注者である証券会社が引値保証取引の受注などに係る社内ルールの整備についての自主ルールを策定したほか、取引所等が引値保証取引等に伴う受注証券会社のヘッジ取引が不公正なものでないかどうか注視する際のガイドラインを策定し公表しました。

※ 引値保証取引等に関し、発注者、受託証券会社、取引所等に対する要請内容について、詳しくお知らせになりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「引値保証取引等への対応」（平成15年3月18日発表）](#)にアクセスして下さい。

3. 証券会社の自己売買に関するリスク管理の徹底

最近、証券会社の中には自己売買のウェイトの高い会社が増えてきています。この証券会社の自己売買については、株価の急激な変動等により証券会社の財務の健全性に大きな影響を与える恐れがあることから、投資家保護及び決済の円滑かつ確実な執行の確保等のため、そのリスク管理を徹底する必要があると考えています。



このような観点から、

- ① 自社の財務状況等を十分に勘案して、適正な自己資本規制比率を設定し、それに基づき許容市場リスク額等を設定すること
 - ② 取引時間中、許容市場リスク額等の範囲内で行われることを管理する体制を整備すること
- など、証券会社が株式の自己売買業務を行う際に留意すべき事項を事務ガイドラインに追加しました。

※ 事務ガイドラインの内容について、詳しくお知りになりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「事務ガイドライン（「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者の監督等にあたっての留意事項について」）の一部改正について」（平成15年3月28日発表）](#)にアクセスして下さい。

4. 自己株取得規制の緩和

上場企業が自己株式を取得するにあたっては、相場操縦等を未然に防止する観点から、証券取引法において遵守すべき要件を定めていますが、平成13年9月の米国における同時多発テロの際の米国における対応例を踏まえ、市場の不安定な状況が落ち着くまでの暫定的な措置として3ヶ月間、この遵守すべき要件のうち、企業が自己株式を1日に買付けることができる数量の上限や買付けることができる取引時間についてのルールを大幅に緩和することとし、所要の内閣府令の整備を3月24日に行いました。

※ 内閣府令の内容について、詳しくお知りになりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「上場等株券の発行者である会社が行う上場等株券の売買等に関する内閣府令の特例に関する内閣府令の施行について」（平成15年3月24日）](#)にアクセスして下さい。

5. 機関投資家等の適切な資金運用（適切な貸株運用）の確保

最近、機関投資家等による貸株運用が増加していますが、貸株を行うと、貸株料収入が得られる反面、その貸株が空売りに使われ、結果として持っている株式の価値が下がってしまうリスクがあります。また、株主としての権利の基準日である決算期末を越えて貸株を行うと、株主としての重要な権利の一つである株主総会における議決権が行使できなくなってしまいます。

そこで、資金運用を委託されている金融機関に対しては、貸株により、持っている株式の価値が下がる可能性のあることを機関投資家に十分説明して了解を得た上で貸株運用を行うよう要請するとともに、機関投資家に対しては、適切な議決権行使や貸株に関する自主ルールを作成するよう要請しました。この要請を受け、関係団体などにおいて、株主総会における議決権行使及び貸株についてのガイドライン等の自主ルールなどが策定されています。

また、年金基金についても、同様に、適切な議決権行使や貸株に関する自主ルールを策定することを期待しているところです。

6. 株式売却の際の市場の状況への配慮要請

現在、金融機関は株式の持合い解消などのため株式を売却していますが、金融機関が株式の売却を行うにあたっては、銀行等保有株式取得機構や日本銀行の株式買取スキームを活用するなど市場への影響に十分配慮して行うよう、金融機関に要請しました。

また、厚生年金基金の代行返上が今年10月から施行されますが、これに伴い株式売却を行う場合には、市場の状況に十分配慮して行うことを期待しているところです。



＜金融再生プログラムの進捗状況について＞

◎金融再生プログラムの実施状況（図）（平成15年4月22日現在）

I 担保評価の厳正な検証について

「金融再生プログラム」（平成14年10月）では、資産査定厳格化を図る観点から、「鑑定評価を担保評価に用いている場合には、原則として独立した不動産鑑定士による法定鑑定を用いる方向で検討する」とこととされました。これを踏まえ、銀行から独立した鑑定業者への依頼、銀行が合理的・客観的に担保評価額を求めることが難しい特殊な案件で高額なものを対象とした法定鑑定の実施などを含む、法定鑑定の運用強化とその明確化について、去る3月14日、主要行に対し要請を行いました。

なお、銀行の担保評価については自行評価の活用が行われているケースが多いという実態を踏まえ、自行評価の精度の一層の向上を確保する観点から、自行評価の運用の強化についても併せて要請を行いました。

※ 本文等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「担保評価の厳正な検証について」（平成15年3月14日）](#)にアクセスしてください。

II リレーションシップバンキングの機能強化に向けて（金融審議会金融分科会第二部会報告書）

金融審議会金融分科会第二部会においては、昨年10月30日に発表された「金融再生プログラム」及び11月29日に発表された「金融再生プログラム作業工程表」を受けて、「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」を設置し、本年1月から3月まで計7回の審議を行うとともに、中小・地域金融機関のエンドユーザーである地域の中小企業の方々の意見を把握するために2回の地方懇談会（大阪市及び仙台市）を開催した上で、「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」と題する報告書を取りまとめ、去る3月27日に公表しました。

報告書は、4つの部分に分かれています。第1は、「リレーションシップバンキングの意義と有効性」と題する部分で、理念的なリレーションシップバンキングを念頭においてその意義と有効性を指摘しています。第2は、「わが国のリレーションシップの現状」と題する部分で、リレーションシップバンキングの主要な担い手である中小・地域金融機関が展開している業務の現状を整理した上で、それが本来のリレーションシップバンキングの姿から乖離している面があることを指摘しています。第3は、「リレーションシップバンキングの機能強化の必要性とその基本的考え方」と題する部分で、第2の部分で整理した現状を踏まえ、中小・地域金融機関がリレーションシップバンキングの機能強化に取り組むべきこと及び機能強化にあたっては、中小・地域金融機関と借り手企業がリスクの共同管理、コストの共同負担を行いつつ、より高い付加価値を生み出すことを目指すべきとしています。第4は、「リレーションシップバンキングの機能強化に向けた具体的な取組み」と題する部分で、①中小・地域金融機関の取組み、②情報開示等による規律、③監督当局による規律、④中小企業金融の円滑のための新たな工夫などリレーションシップバンキングを取り巻く環境整備、の4つに分けて具体的に求められる取組みを指摘しています。

◎リレーションシップバンキングの機能強化に向けて（第二部会報告）の概要

※ 報告書の本文をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「審議会など」から「金融審議会」に入



り、[「平成 15 年 3 月 27 日「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」\(金融審議会金融分科会第二部会報告\)」](#)にアクセスしてください。

Ⅲ リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム

ー中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた

中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保ー

「金融再生プログラム」(平成 14 年 10 月)及び「作業工程表」(同 11 月)において、中小・地域金融機関(地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合)の不良債権処理については、同プログラムが対象とした主要行とは異なる特性を有する「リレーションシップバンキング」のあり方を、金融審議会が多面的な尺度から検討の上、年度内を目途にアクションプログラムを策定することとされました。

これを受けた金融審議会金融分科会第二部会報告書「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(平成 15 年 3 月 27 日発表)では、「平成 16 年度までの 2 年間で地域金融に関する『集中改善期間』とした上で、それぞれの中小・地域金融機関が本報告書の提言に沿ってリレーションシップバンキングの機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当と考えられる。」とされました。

上記報告の提言を踏まえ、金融庁において、平成 16 年度までの「集中改善期間」中に各金融機関及び行政が取り組むべき、①中小企業金融の再生に向けた取組み、②各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み、③アクションプログラムの推進体制からなる「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を取りまとめ、平成 15 年 3 月 28 日に公表したところです。

※ 本文等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」\(平成 15 年 3 月 28 日\)](#)にアクセスしてください。

Ⅳ 有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する代表取締役の確認について

「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正が行われ(3 月 31 日公布)、有価証券報告書等の提出者の代表者が、当該有価証券報告書等に記載された事項が適正であると確認しその旨を記載した書面を当該有価証券報告書等に添付しようとする場合には、当該有価証券報告書等の添付書類とされることとなります(平成 16 年 3 月期の有価証券報告書から適用。ただし、平成 15 年 3 月期の有価証券報告書についても適用できます)。この府令の公布にあわせて、主要行に対し、平成 15 年 3 月期の有価証券報告書から実施するよう要請を行いました。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案の公表について」\(平成 15 年 3 月 11 日\)](#)及び[「証券取引法施行令の一部を改正する政令案及び企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案に対するパブリックコメント結果」\(平成 15 年 3 月 28 日\)](#)にアクセスしてください。

Ⅴ 公的資金による資本増強行(主要行)に対するガバナンスの強化について

ー経営健全化計画未達に係る監督上の措置の厳格化及び転換権行使条件の明確化ー

公的資金による資本増強を受けた銀行は、経営健全化計画を作成し、その履行状況を公表することで、基本的にパブリックプレッシャーに基づく自助努力により経営を健全化していきます。しかし、的確に履行されていない場合、例えば当期利益が計画値を 3 割以上下回っているような場合には、必要に応じて報



告徴求や業務改善命令の発出といった監督上の措置を講じ、また、例えば自己資本比率が4%未満（国際基準行）となった場合には、政府が保有する優先株の転換権を必要に応じて行使して普通株主となることで、資本増強行に対するガバナンスを確保することとしています。

昨年10月30日に公表した「金融再生プログラム」を踏まえ、以上のガバナンスの枠組みについて、監督上の措置の厳格化・転換権を行使する基準の明確化を行い、監督上の措置と転換権の行使を有機的・一体的に運用して資本増強行に対するガバナンスの強化を図るため、去る4月4日、「公的資金による資本増強行（主要行）に対するガバナンスの強化について」というガイドラインを公表いたしました。

その具体的内容は、次の通りです。

- ① 監督上の措置については、当期利益又は業務純益 ROE が経営健全化計画から3割以上下回った場合に必要に応じ監督上の措置を講ずるという「3割ルール」に基づき業務改善命令を受けた後、なお経営の改善が見られない場合には、経営責任の明確化等を含む厳格な業務改善命令の発出を検討するなどの厳格化を図りました。
- ② 転換権の行使については、「経営が大幅悪化」している等と認められる以下の場合に、原則として転換権を行使する方向で検討し、転換権を行使する場合には、経営責任の更なる明確化等の措置を求めることとしました。
 - ・ 自己資本比率が国際基準行で4%未満、国内基準行で2%未満となった場合
 - ・ 2期連続優先株無配又はこれに準ずる場合
 - ・ 収益基調（ROA）が2期連続で相当程度悪化した場合
 - ・ ①の経営責任の明確化等を含む業務改善命令後もなお経営の改善が認められない場合
 - ・ 早期是正措置発出後もなお改善が見られない場合
 - ・ 個別行への危機対応が必要な場合（日銀特融や預保法第102条に基づく対応の検討と併せて検討）

※ 本文等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「公的資金による資本増強行（主要行）に対するガバナンスの強化について－健全化計画未達に係る監督上の措置の厳格化及び転換権行使条件の明確化－」（平成15年4月4日）](#) にアクセスしてください。

VI 特別支援金融機関における「管理会計上の勘定分離」について

「金融再生プログラム」（平成14年10月）においては、「特別支援を受けることとなった金融機関においては、新勘定と再生勘定に管理会計上分離し、適切に管理する。」とされていることから、その仕組みについて整理したものです。

具体的には、特別支援を受ける原因にもなった不良債権等の資産に対応する部分を「再生勘定」、その他の部分を「新勘定」に管理会計上分離して、それぞれ「適切に管理」していくものです。

（注） 「特別支援金融機関」とは、金融再生プログラムにおいて、「個別金融機関が経営難や資本不足もしくはそれに類似した状況に陥った場合等には」、「①日銀特融による流動性対策」、「②預金保険法に基づく公的資金の投入」、「③検査官の常駐的派遣」の「『特別支援』の枠組みを即時適用」とされているところの「『特別支援』の対象となった金融機関」のことをいいます。

※ 本文等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「特別支援金融機関における「管理会計上の勘定分離」について」（平成15年4月4日）](#) にアクセスしてください。

VII 「特別支援金融機関」に対する経営監視について

金融再生プログラムにおいては、経営難や資本不足等に陥った金融機関に対し、日銀特融や預金保険法に基づく公的資金投入を行うこと等を定めた特別支援の枠組みが用意されています。この枠組みが適用された金融機関（「特別支援金融機関」と言います）に対し、コンプライアンスの維持に万全を期するために徹底した検査・監督による経営監視を行えるよう、以下の施策を講じることとしました。



- 1) 特別支援決定後、速やかに検査・監督部局の職員から構成される「経営監視チーム」を設置して、常時のヒアリングや報告徴求を通じ経営を監視し、必要があれば、臨場してチェックを行うほか検査・監督上の処置をとるよう関係部署に要請します。
- 2) 「経営監視チーム」と連携しつつ、原則として特別支援の決定後速やかにガバナンスの検証に重点を置いた立ち入り検査を実施します。
- 3) 「特別支援金融機関」の経営健全化計画の履行確保等のために、必要に応じて、当該金融機関の同意を前提として、取締役会等に当局者が陪席します。特に特別支援の決定後一定の期間は、原則として陪席します。

※ 本文等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「『特別支援金融機関』に対する経営監視について」\(平成15年4月4日\)](#)にアクセスしてください。

Ⅷ 自己資本比率の算定に関する外部監査の導入について

「金融再生プログラム」(平成14年10月)及び「金融再生プログラム」作業工程表(同11月)を受けて、金融機関の自己資本比率の算定に関する外部監査の導入にあたり、以下のような措置を講ずることとし、4月4日、主要行及び主要行を子会社とする銀行持株会社に対して、外部監査を受けることを要請しました。

1. 業務報告書様式の一部改正

平成15年3月期末より、業務報告書中に記載する自己資本比率の算定に関し、外部監査を受けている場合には、その旨を記載することとしました。(銀行法施行規則及び長期信用銀行法施行規則で定める業務報告書様式を改正)

2. ディスクロージャー誌への記載事項の追加

平成15年3月期より、ディスクロージャー誌において、自己資本比率の算定に関し、外部監査を受けている場合には、その旨を記載することとしました。(銀行法施行規則及び長期信用銀行法施行規則を改正)

※ 本文等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表等など」から、[「自己資本比率の算定に関する外部監査の導入について」\(平成15年4月4日\)](#)にアクセスしてください。



＜貸金業の登録審査等の一層の強化について＞

法令遵守の意思なく貸金業登録を行うような悪質な業者の排除に資するため、金融庁では、平成 15 年 4 月 1 日を目処に、登録（新規登録及び登録換え）申請時の審査等の一層の強化を図るよう、各財務局に指示を行うとともに、都道府県に対して助言、勧告を行いました。

※ 本文等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「貸金業の登録審査等の一層の強化について」（平成 15 年 3 月 18 日）](#) にアクセスしてください。

＜イラク問題への対応について＞

平成 15 年 3 月 20 日、米国等によるイラクに対する武力行使が開始されたことを踏まえて、政府、金融庁等がとった対応・対策等は、以下のとおりです。

政府における対応

平成 15 年 3 月 20 日（木）、米国などによる対イラク武力行使の開始を受け、政府はイラク問題に関する対処方針の決定等を行いました。

この日の正午過ぎ（日本時間）、ブッシュ米大統領がテレビ演説でイラクに対する軍事行動の開始を宣言したことを受け、小泉総理は緊急記者会見を行い、米国の武力行使を理解し、支持する旨を表明しました。

また、安全保障会議及び臨時閣議を招集し、「内閣総理大臣談話」と、小泉総理を本部長とする「イラク問題対策本部」の設置を閣議決定しました。更に、国民の安全確保や経済の混乱回避に向けた具体的な対応策を盛り込んだ「イラク問題に関する対処方針」を併せて閣議決定しました。

その後引き続き、第 1 回目のイラク問題対策本部を開催し、イラク周辺の在留邦人の安全確保、テロ対策の強化、原油の安定供給を始めとする経済システムの安定、難民、周辺国への人道支援などの対応策について検討を行いました。

※ 政府における対応などについては、首相官邸ホームページの[「イラク問題関連情報」](#) にアクセスしてください。

金融庁における対応

I 金融庁対策本部の設置・金融担当大臣談話の公表

イラク問題に関し、「世界及び我が国の経済システムに混乱が生じないように、関係国と協調し、状況の変化に対応して適切な措置を講ずる」との政府の対処方針を踏まえ、3 月 20 日（木）、金融庁においても金融システムの安定確保に万全を期すため、金融担当大臣を本部長とする「金融庁対策本部」を設置し、政府の対策本部終了後、第 1 回会議を開催しました。



会議においては、海外市場の動向、東証等取引所における対応、日銀における対応等について状況報告が行われ、政府の対処方針を踏まえ、金融庁としては、金融システムの安定確保に万全を期すため、日本銀行及び海外金融・市場当局等とも緊密に連絡を図りつつ、事態に適切に対処していくこととし、こうした方針を明らかにするとともに、市場関係者等に冷静な対応を呼びかけるための金融担当大臣の談話を公表する旨、確認いたしました。これを受け、対策本部終了後、竹中大臣が記者会見を行い、大臣談話を公表いたしました。

また、4月7日(月)、第2回対策本部会議を開催し、イラク情勢、国内及び海外の市場の動向等について状況報告が行われ、引き続き、これまでの方針で注意深く対処することを確認しました。

※ 金融庁対策本部について、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から「[「金融庁対策本部」の設置について](#)」(平成15年3月20日)にアクセスしてください。また、金融担当大臣談話については、金融庁ホームページの「大臣談話など」から[金融担当大臣談話](#) (平成15年3月20日)にアクセスしてください。

II 海外金融・市場当局との連絡状況

金融庁は、3月18日(火)のブッシュ米大統領演説直後より、米SEC等、米国・欧州・アジア太平洋の海外市場当局等と頻繁に連絡を取り合っております。

各国市場当局も、株式市場に関する特段の措置は取っておらず、通常どおりの取引を行っており、引き続き状況を注視するとの方針です。また、在外公館・日本銀行海外事務所等を通じ、海外の中央銀行の対応についても情報を収集していますが、欧州中央銀行が20日(木)に「必要があれば何時でもアクションをとる用意がある」旨の声明を公表した他は、各国中央銀行において特段の対応はとられていない模様です。

III テロ資金対策の実施

3月20日(木)に開催された政府のイラク問題対策本部において、テロ資金対策が、緊急性の高い対応策の一つとされました。これを受けて、金融庁は、同日、金融機関等に対し文書により、顧客等の本人確認等の徹底、及びテロリズムに対する資金供与の疑いのある取引の遅滞なき届出を要請しました。

また、金融庁は、疑わしい取引の届出のうち、テロ資金供与等の犯罪捜査に役立つと判断した情報を、引き続き速やかに警察等の捜査機関に提供するとともに、テロ資金の疑いのある情報について外交当局との間で情報交換を促進することなどにより、今後もテロ資金対策に取り組んでまいります。

※ テロ資金対策について、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から「[「顧客等の本人確認の徹底及びテロリズムに対する資金供与等の疑いがある取引の届出について」の発出について](#)」(平成15年3月24日)にアクセスしてください。

IV 周辺国等における我が国金融機関の状況

現時点で金融庁が把握している我が国の金融機関(主要行、証券会社、損害保険会社)の中東における拠点(支店、駐在員事務所)等の状況は、①イラクには拠点なし、②周辺6カ国・17拠点、派遣職員数23人となっております(4月15日(火)10時現在)。金融庁としては、引き続き、我が国金融機関の中東における拠点、派遣人員の状況について把握してまいります。

日本銀行における対応

日本銀行においても、3月20日(木)、米国等による対イラク武力行使が開始されたことを踏まえ、総裁を本部長とする対策本部を設置し、第1回対策本部を開催するとともに、「米国等による対イラク武力行使に伴う経済金融面への影響を注視しつつ、流動性供給を含め、金融市場の安定確保に万全を期す方針である」との総裁談話を発表し、公開市場操作を通じ金融機関に向けた1兆円を即日供給しております。

また、23日(日)には、第2回対策本部を開催しております。



※ 日本銀行総裁談話については、金融庁ホームページの「インフォメーション」の中の「リンク集」から「日本銀行」のホームページに入り、「会見・談話・講演」から「[3月20日 総裁談話・対イラク武力行使について](#)」にアクセスしてください。

東証等の取引所における対応

東京証券取引所等においては、米国等によるイラクへの武力行使は多くの市場参加者に予見されていた事態であったことから、武力行使開始後も通常どおり取引を継続することとし、投資家の冷静な投資行動と取引参加者である証券会社の適切な投資勧誘等を要請する取引所の社長・理事長談話を3月20日(木)に発表いたしました。

なお、欧米市場においても通常どおりの取引が行なわれています。

※ 東京証券取引所社長談話については、金融庁ホームページの「インフォメーション」の中の「リンク集」から「関連業界協会等」の「東京証券取引所」のホームページに入り、「東証からのニュース」から「[2003/03/20 社長談話](#)」にアクセスしてください。

<米国PCAOBの規則案へのパブリック・コメントの発出について>

米国の公開会社会計監督委員会（PCAOB）の規則案へのパブリック・コメントの発出について （米国の企業会計改革法への対応）

1. 米国の企業会計改革法への対応

金融庁は、昨年7月末に成立した米国の企業会計改革法（サーベーンズ＝オクスリー法）の適用が我が国の監査法人や米国上場の日本企業に及ぼす影響などにかんがみ、同法に基づく米国証券取引委員会（SEC）規則案について、パブリック・コメントを発出するなど、米国SECと建設的な対話を行ってきました（注1）。

（注1）これまでの金融庁の取組みについては、[アクセスFSA第2号](#)及び[第4号](#)にアクセスしてみてください。

2. 米国の公開会社会計監督委員会（PCAOB）の規則案

米国の公開会社会計監督委員会（PCAOB：Public Company Accounting Oversight Board）（注2）の規則案（3月4日付）は、米国の会計事務所のみならず、米国上場の外国企業（日本企業を含む）に関して監査報告書を準備・提供し、またはこれに重要な役割を果たしている外国の会計事務所（我が国の監査法人を含む）についても、PCAOBへの登録を義務付ける内容となっています。



(注2) PCAOBは、会計事務所 (public accounting firms)の新たな監督機関として、米国SECの監督下に設立された機関です。

3. パブリック・コメントの発出

(1) 我が国の監査法人の監督は、我が国の法令に基づき我が国の関係当局により行われるべきものです。

(2) このような観点から、金融庁として、3月28日付けで、このPCAOBの規則案に対して、我が国監査法人についてPCAOBへの登録からの適用除外などを要請するパブリック・コメントを発出したものです。

※ 詳細については、金融庁ホームページの「インフォメーション」から「国際機関関連情報」の「その他」に入り、[「平成15年3月28日「米国PCAOBの規則案へのパブリック・コメントの発出について（米国の企業会計改革法（サーベーンズ＝オクスリー法）への対応）」」](#)にアクセスしてください。

(3) また、これに関連して、3月31日に米国ワシントンにおいて、PCAOBの主催により、外国会計事務所の登録・監督について議論する公開のラウンドテーブルが開催されました。

金融庁からもこの会合に参加し、欧州委員会（EC）などの外国からの出席者とともに、①互いの主権と監査人監督制度の相互尊重、②主要国における実質的に同等な監査人監督制度の構築努力（我が国でも公認会計士法改正法案を国会に提出）、③当局間の実務的な協力の重要性などを指摘しました。



【特別企画】

堀内昭義金融審議会金融分科会第二部会長インタビュー

アクセスFSAでは、金融審議会の堀内昭義新第二部会長にインタビューを行い、第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」のポイントや中小・地域金融の将来展望などについてお話をお伺いいたしました。インタビューの概要を以下のとおりお届けいたします。

(注) 東京大学（当時（現在、中央大学））の堀内教授には、金融審議会金融分科会第二部会の「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」の座長をお願いし、報告書を取りまとめていただきました。堀内教授は、平成15年4月22日に金融審議会金融分科会第二部会長にご就任されました。



— まずリレーションシップバンキング・ワーキンググループ（WG）の報告書のポイント、ねらいについて改めてお伺いさせてください。

「日本経済は深刻な不況の状態にあります。そこには地域経済や中小・小規模企業の混迷状態も含まれております。日本経済を活性化して、デフレの状況から離脱していくためには、地域経済や中小・小規模企業の活動が現在よりも活発になっていかなければいけないということが大きな政策課題となっているわけです。この政策課題に金融の側面から対応するには二つの選択肢があります。一つはWGの報告書が

強調しているように、伝統的な銀行融資をベースとする金融活動、つまりリレーションバンキングを通じて、地域の経済活動を支えるということ、もう一つはまだ日本では必ずしも成熟しているとは言えないのですが、資本市場を通じて、地域経済などの活動を支援していくということです。WGの基本的な認識は、日本の現在の金融システムの状況から言えば、当面は伝統的な銀行融資機能に依存して経済の活性化を支えるという道を選ぶざるを得ないということです。ただ、報告書に書いてありますように、リレーションシップバンキングと言われているものは、理論的にはいろいろメリットがあるわけですが、必ずしもそれらがリレーションシップバンキングの現実の担い手である中小・地域金融機関によって具体的に実現されているかということになると、かなり疑わしいとも我々は認識しております。そこで我々は、日本経済を活性化していく上でリレーションシップバンキングの担い手の金融機関自身が、今一段の経営努力をする必要があることと、そのための制度的な環境を整え、注意深く行政が介入すべきことを提案した次第です。」

— 報告書では、リレーションシップバンキングの理念型と現実の乖離についてご指摘されていますが、このような乖離が生じた原因はどこにあるとお考えですか。また、この乖離を解消するためにはどういったことが必要でしょうか。ひょっとして、日本の地域社会というものには、金融機関と債務者企業がややもすると馴れ合い的になってしまうというようなウェットな土壌が本来的にあるのでしょうか。アメリカではリレーションシップバンキングがうまく機能して



いるということですが、それは物事を合理的に割り切って考えるアメリカ社会だからこそうまくいっているというところがあるのでしょうか。

「確かに特定の債務者企業と金融機関との長期的取引関係を通じて金融仲介をしていくということは、外側からはそういう関係の中でどのような活動が実際に行われているか見え難くする傾向がありますので、馴れ合いとか、不合理的な経済活動の温床になる危険性があります。この問題をある程度解決するためには、銀行・金融機関側の経営を有効に規律付ける仕組み、つまり経営ガバナンスがきちんと用意される必要があると思います。そのような外側から経営を規律付けるメカニズムがうまく働かない場合には、日本だけでなくどういう社会でもやはり腐敗や非効率で経済的に不合理な結果がもたらされるということはよく知られていることです。たとえば東南アジアでも、アジア金融危機の時によく論じられたように、クローニー・キャピタリズムの問題点として経営規律の欠陥が指摘されたわけです。WGの報告書の中では、リレーションシップの理念と現実との乖離は、主として、これまでの中小・地域金融機関の経営ガバナンスのあり方に問題があったということを指摘しています。この問題を解決していくために、例えば情報開示の徹底を中心として、銀行経営者に対して外側から規律付けを与えるような仕組みと、金融庁によるモニタリング、監視体制のあり方にも注文を付けたわけです。アメリカの話が出ましたが、アメリカの場合は、リレーションシップバンキングの外側に、それと競合する金融の仕組みがあるわけです。例えば、小規模企業とか或いは十分に高い信用格付を得ていない企業といえども、彼らが望めばジャンクボンド・マーケットなど資本市場で資金調達する可能性があります。そのような競争は、金融サービスを提供する銀行・金融機関にとって、非常に大きなプレッシャーになります。日本の場合には、これまで地域金融の場合において、競争するような仕組みがなかなか準備されなかった面があったと思います。そのような状況が、杜撰な融資選択や不合理なもたれ合いを容認する状況を作ってきたと思います。今後は、銀行・金融機関の情報開示の徹底や、より厳しい競争条件を地域金融にも作る必要があります。」

— そのような観点からすると、別に日本銀行はリレーションシップバンキングとの関係を意識したわけではないとは思いますが、今回、日本銀行が資産担保証券の買い入れを検討し始めたということも、一つの大きな助けになるかもしれませんね。

「そうですね。これも報告書の中でも触れていますが、大企業などメガバンクが主たる取引

先になっているような企業については、既にかなり証券化が進んでいるということがあると思いますけれども、中小・小規模企業に関しては、証券化はあまり進んでいない状況であり、何らかの公的なサポートが必要ではなかったかと思えますね。そういう点で言えば、今回の日本銀行のようなアクションが、もちろん私は仔細には調べていないので評価は差し控えたいと思いますが、WGが報告書で示しているような方向性と矛盾するものではないと理解しております。」

— WGの報告書では、金融機関にガバナンスを効かせるために金融庁の行政のあり方についても多々ご指摘をいただいておりますが、また、それを踏まえてアクション・プログラムを策定したわけですが、他方で様々なことを行政が各金融機関に要請するという点について、行政による経営への過剰介入ではないか、というような意見も聞かれるのですが、そのような点についてはいかがでしょうか。

「まず第一に、WGの報告書では緊急的な「集中改善期間」を2年としているわけで、報告書においては比較的短期的なタイム・バンドの中で採られるべき政策として提言しているわけなんです。確かに中小・地域金融機関に対してかなり強い行政の介入を求めているわけですが、これは中小・地域金融機関の現状を反映したものと言わざるを得ないですね。つまり、ガバナンスがうまく機能している状況の下では、ほとんどの銀行・金融機関が抜き差しならぬ不良債権問題に直面する状況が起こる前に予防的に経営に対して規律付けが働いて、経営陣に圧力を加え経営方針の転換が求められたはずで、ガバナンスの仕組みがうまく機能していれば、行政の介入の必要性は小さいわけです。残念ながら、現実にはそのようなことにはなっていないわけです。報告書で提言している経営ガバナンスを改善する仕組みが一朝一夕に機能するようになることも期待できないわけなので、ガバナンスの空白を埋めるためには、行政当局が積極的に銀行・金融機関の経営者を規律づける役割を担わざるをえないということです。しかし、これはあくまでも短期的な動きであって、恒常的なシステムとして、そのように強力な行政介入を提言しているわけではありません。」

— 他方で、WGの報告書でも、また、それを受けてのアクション・プログラムでも中小・地域金融機関の不良債権処理については、その特性を踏まえたきめ細かな対応が必要であるということで、数値目標を設定していないなどの点について、甘いのではないかと、処理が先送りされるのではないかと、というような意見も聞



かれます。また、確かに中小・地域金融機関の特性というものはあるだろうけれども、やはり中国などと競争していくためには、中小・小規模企業も含めた我が国の産業構造の強化、競争力の強化が必要であり、厳しいことではあります。強力で不良債権処理を進めていくべきではないか、というような意見もあるのだと思うのですけれども、いかがですか。

「それは非常に重要なポイントであると思います。そのご質問に対しては、二点、お答えしたいと思います。一つは、確かに日本の今の経済状況から考えれば、いかに競争力の高い産業なり企業なりを持つことができるかということが大きな課題で、そういうことが最終的に実現できないとなると、日本経済全体としての活力を回復することができないだろうということです。ただ、そういうことを実践する上で、リレーションシップバンキングにどこまで依存できるかということになりますと、私は、リレーションシップバンキングはそれほどオールマイティではないと考えております。リレーションシップバンキングに期待できるものはかなり限定されていまして、高度な技術・知識や最先端の情報技術を使うというよりは、どちらかと言えば伝統的で地域に密着しているような産業なり企業活動なりをサポートしていくところである。さほど高度な国際競争力を展開できるというような分野ではないかもしれませんが、しかし、さしあたって地域の雇用状況やマクロ経済状況をそれが規定している分野はずいぶんあると思います。そういうものが、良かれ悪しかれ地域の経済を支えているのだとすれば、それらを金融的にサポートするような担い手が、一挙に金融仲介能力を失ってしまうときには、日本の経済はさらに深刻な状況になるのではないかと我々のWGは判断しました。したがって、国際競争力を高めていくような活動というものに関しては別の仕組み、特に資本市場の機能が必要なのだと思います。リレーションシップバンキングを維持していくということと並列して資本市場の発展を促すことが必要だろうと思います。しかし、この問題は我々のWGに与えられたミッションの外側にあったものです。

それから二番目の点は、不良債権問題を先送りするようなことになるかどうかということですが、これはやはり難しい問題で、この辺は実はWGでもいろいろ議論が出たところです。しかし、ここで強調しておくべきだと思いますのは、我々が提言しているのは、あくまでも金融機関のエンド・ユーザー、借り手企業の状況によって、ある程度行政の側の対応に差があってしかるべきだということを言っているのであって、金融機関そのものに対する政策に関して、ダブル・スタンダードの基準を設けるべきだと

言っているわけではないということです。つまり、これは報告書の中でも触れていますが、金融庁が出している金融検査マニュアルに、別冊として中小企業向けのマニュアルというものがありまして、これは借り手の側に着目して、大企業とは違った中小企業の特性を考慮して、そういう企業体が直面している金融的条件等々を勘案した査定方式をとっていいということにしているわけです。ですから、もともと行政のレベルでは、債務者の質によってある程度区別することが受け入れられてきたと理解しております。したがって、主たる取引対象がそういう資質を備えた中小・小規模企業である中小・地域金融機関については、その債務者の状況に対応して、数量的な目標を掲げることなく2年間で経営内容を改善していくということに合理性があると考えています。ただ、これは大変難しい問題で、実際に個々の債務者をどう査定するかということは、場合によっては、不良な融資先を温存することにもなりかねないし、逆に場合によっては、厳しい査定によって将来性がある企業の存続を否定することにもなりかねないわけです。私の個人的な意見ですが、この点に関してはクリアカットな基準があるわけではないと思うのです。したがって、金融システムが混乱している現在の状況の下では、金融庁の透明性の高い行政と金融機関の自主的な努力の組み合わせによって、できるだけ明確に債務者を区分していくという努力を続けていただきたいと述べるに止めたいと思います。」

—「集中改善期間」の後の日本の中小・地域金融というものはどういう姿になっているのでしょうか。さらにその先の将来、例えば10年後における中小・地域金融の姿というものはどうなっているのでしょうか。そしてそのような中で、中小・地域金融の担い手である中小・地域金融機関というものはどういう姿になっているのでしょうか。そういった点についてどうお考えでしょうか。

「なかなか大きな難しい問題ですけれども、金融仲介の最も大きな役割の一つは、最終的な資金供給者と最終的な資金需要者との間の情報の非対称性をいかに埋めるかという、情報の問題を解決するということだと考えます。そういう点から言うと、この解決すべき情報の問題を多く抱えているような中小・小規模企業に対する金融の分野では、やはり依然としてリレーションシップバンキングというものは重要であり続けるだろうと思います。ただ、アメリカなどの例を見ると、もう少し日本でも金融システムの中で資本市場の機能が成熟していく必要があると思います。今、我々が不良債権問題で非常に悩まされているわけですが、これは金融機関



自身の経営状態が劣悪だという金融機関固有の問題であるばかりではなくて、銀行融資に代わる資本市場の機能が十分に準備されていないとか、或いは資本市場に不良債権をスムーズに処理する仕組みが準備できていなかったことも問題だと思います。したがって、日本の経済全体として望ましいのは、資本市場の機能がもっとバランスよく発達していくことです。10年先を展望すれば、非常に大雑把に言って、金融システムの中で伝統的な銀行融資をベースにした金融仲介のもつウェイトというのはかなり低くなる可能性はあります。しかしながら、低くなるとしても、主な担い手としての中小・地域金融機関の存続する意義は残されていくに違いないと思います。ですから、おそらく、依然としてそういう伝統的な融資業務をベースにするような金融機関は10年先にも存在し、そこそこの収益を獲得し続けていると思いますし、そのことは日本の社会にとって不都合なことではないと思います。いずれにしても日本の金融システムが、資本市場中心の仕組みに一挙に変わるということとはちょっと想像できないことです。」

— ところで、堀内先生におかれましては、今般、金融審議会金融分科会第二部会長をお引き受けいただくことになりました。第二部会の方ではリレーションシップバンキングWG、これは先生に座長をお願いして先月報告書を取りまとめていただきましたけれども、他に自己資本比率規制のWGとか、公的資金のWG、それか

ら信託WGと、金融再生プログラムでいろいろと検討を要請された事項をご審議いただいているWGがいくつもございます。最後に、新第二部会長として、今後これらのWGや部会における審議をどのように進めていかれるお考えなのか、お聞かせください。

「確かに今、金融システム全体が機能不全に近い状況にありますので、我々としては、できるだけ早くこの問題を解決したいという希望を持っております。そういう意味では金融審議会もそれに向けた努力をすべきだと思います。ただし、解決策を考える場合に日本経済全体のバランスや歴史的条件を現実的に考慮する必要があるかと思います。例えばアメリカ、あるいはそれ以外の国々の経験は参考になりますが、しかしそこで成功した解決策が日本においても合理的な政策たりうるかを見極める必要があります。資本市場が非常によく発達しているような経済であるか、或いはそういう資本市場の機能を支えるようなインフラストラクチャーとしての情報開示の仕組みとか、格付機能とか、監査制度とかが整っており、人々もインフラストラクチャーの機能に信頼を寄せているなど、金融システムの持っている基本的な条件の違いによって、不良債権問題によって露呈されている金融危機の解決策というものもまた違ってくると思うのです。日本の状況、金融システムの状況というものとマクロ経済全体の状況というものを、できるだけ客観的に判断して、解決策を模索していくべきではないかと思います。」

※ アクセスFSA本号【トピックス】「金融再生プログラムの進捗状況について」の「[Ⅱ リレーションシップバンキングの機能強化に向けて（金融審議会金融分科会第二部会報告書）](#)」、「[Ⅲ リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム—中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性（サステナビリティの確保）—](#)」やアクセスFSA本号【[金融ここが聞きたい！](#)】もご覧ください。



【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、金融を巡る時々々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっと沢山ご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの[「記者会見概要」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q： 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」では、中小・地域金融機関の不良債権処理については、主要行のような数値目標を設けないということですが、これで中小・地域金融機関の健全化は図れるのでしょうか。2年後にはペイオフが全面解禁となりますが、大丈夫ですか？

A： 主要行の場合は、後2年間で不良債権比率を半分にすることが、ある意味で不良債権問題の終結に繋がるというふうに考えているわけですが、この地域・中小の金融機関につきましては、地域・中小のリレーションシップバンキングの機能を強化して、地域に貢献する、それでいて地域に根差して収益力を持つ金融機関になっていただくことが実は問題の解決になって行くのだと、そういうふうに理解をしているわけです。その意味では不良債権の額等々が、その時に大手の場合と同じ様な形にはならないにしても、その機能を通じて、即ち社会に貢献出来るリレーションシップバンキングを担う機関としてその存在感を高めて、十分な機能を果たしていけるようになっていると、その様なイメージで考えております。

大手の場合は正にグローバルな競争の中に晒されていて、グローバルな金融のネットワークに直結していて、そういった資金移動も直接に影響を受けるというような状況でありますから、ここはやはり数値目標を掲げて、厳しい不良債権処理を進めなければいけない。地域の場合は、より特殊な事情を持ちながら地域に貢献している銀行であるということで、このリレーションシップバンキングの検討に入ったわけでありますので、そこは当初からそれぞれの性格の違いを十分に認識した上で、適切な措置をとって行こうというふうに考えて来たわけです。

リレーションシップバンキングというのは、どういうことかと言いますと、これは金融審の報告に詳しく書かれておりますけれども、情報の非対称性が非常に大きいような地域に根差した金融の中では、それこそ経営者がどういう方であるかとか、非常に強い定性的な情報に基づいてリレーションシップバンキングの機能を発揮出来る素地があるわけで、そういった機能を生かしながら地域金融機関としての強い営業基盤を持っていける、その様な形を目指したいということです。

地域に根差してしっかりとした営業基盤を持って、収益力もそれなりに持っているということですから、これは不良債権の額そのものを明示的に問題にしているわけではありませんけれども、一層収益力を高めて、一層健全になっているという姿を想定しております。

(平成15年3月28日(金)2 竹中大臣記者会見抜粋)



Q： 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」では、こと細かに中小・地域金融機関の経営に注文を付けていますが、これは規制緩和の流れに逆行するものではありませんか？

A： 今回求めているのは基本的には経営方針をしっかり作ってくださいということと、必要な情報を開示して下さいということですから、規制緩和の方針に逆行するかということになりますけれども、規制を求めているということは基本的にはないというふうに思うのですね。これは正にガバナンスの強化なのだと思います。一つの、いろいろな形でリレーションシップの機能を果たすためにチェックしていただきたい項目を我々としては挙げているわけで、こうしたことに応えることによって地域の金融機関それぞれのガバナンスが強化されて行くということを我々は期待しているわけです。これは規制強化では全くないというふうに思っています。

(平成15年3月28日(金) 2 竹中大臣記者会見抜粋)

※ 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」及び「リレーションシップの機能強化に向けて（金融審議会金融分科会第二部会報告）」について、詳しくは、アクセスFSA本号の【トピックス】[「金融再生プログラムの進捗状況について」](#)にアクセスしてください。また、アクセスFSA本号の【特別企画】[「堀内金融審議会第二部会長インタビュー」](#)にもアクセスしてみてください。



【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今月のキーワードは「**公認会計士**」です。

- **公認会計士**とは、企業の**財務諸表**（**貸借対照表**や**損益計算書**など）を、その利用者である**株主**などの**一般投資家**や**債権者**に代わって、企業から**独立した公正な第三者**の立場から、適正に作成されているかどうかをチェックし、必要に応じて意見を述べることによって、財務諸表において**開示（ディスクロージャー）**された企業の財務内容や業績に関する**情報の正確性と信頼性**を確保し、**一般投資家**や**債権者**が、その情報を見て適正に投資・融資等の判断ができるようにする、という役割を担っている**監査の専門家**です。公認会計士は、財務諸表の適正性のチェックという**監査証明業務**のほかに、**会計の専門家**として、**コンサルタント業務**等様々な業務を行っております。
- アクセスFSA第3号の【金融便利帳】「[直接金融と間接金融](#)」でも述べましたが、経済は、お金を当面必要とされる分以上に持っている者（**家計**などの**黒字主体**）から、お金が必要だけれど今は必要なだけのお金を持っていない者（**企業**などの**赤字主体**）に流れていくこと、すなわち**金融**によって回っていきます。金融には、黒字主体が赤字主体の発行する**株式**や**債券**などの**有価証券**等を購入することによって、黒字主体から赤字主体に直接お金が流れていく**直接金融**と、**銀行**等の**金融機関**を介してお金が流れていく**間接金融**とがあります。直接金融の場合は、黒字主体が株式や債券などの有価証券等を購入するに当たって、有価証券等の**発行企業**の財務状況や業績についての正確な情報を持っていなければ、しっかりした判断をすることができません。また、間接金融の場合でも、預金者が自分のお金を預ける金融機関を選択するに当たっては、やはり金融機関の財務状況などについての正確な情報が必要となりますし、金融機関が企業に対して行う融資等の判断にも、その企業の財務状況等の正確な情報が必要です。
- 更に、このような**投資**や**融資**の判断だけでなく、例えばメーカーに原材料を**納品**したり、小売店に商品を納品するなどの**経済取引**を行うに当たっては、その取引相手の財務状況などについての正確な情報が必要になります。相手の財務状況が非常に悪いのに、それを知らずに取引を行い、商品を納品したけれど代金はまだ受け取っておらず多額の**売掛債権**があったような場合に、突然、相手が**倒産**してしまえば大きな損失を蒙ってしまいます。このように、およそ経済取引を行うに当たっては、取引相手の財務状況などについて正確な情報を持っている必要があります。
- その経済取引が、商品の納入や貸付などの**相対取引**である場合には、商品の納入や貸付を行う者が相手方の財務状況等をきちんと把握してさえいれば、それで足りませんが、**市場**で**有価証券**を発行して広く**一般投資家**から資金を調達したり、広く一般国民から**預金**を集めたりする場合には、有価証券の発行企業や預金を受け入れる金融機関の財務状況などについての情報が一般にアクセス可能なように**開示（ディスクロージャー）**されている必要があります。当然のことながら、ディスクローズされた情報は**正確**でなければなりません。更に、その情報の正確性が一般に**信頼**されていることが重要です。たとえディスクローズされた情報が正確であっても、その正確性に疑念が持たれているようでは、誰も自分の大切なお金を失いたくありませんから、疑心暗鬼に陥って、**リスク**を取って投資等を行うことを嫌います。そうなれば、お金が流れなくなり、経済が回らなくなってしまいます。
- 従って、**公認会計士制度**は、経済取引を行う企業の財務状況などに関する**情報の正確性と信頼性**を担保することによって、お金が円滑に流れ、経済がちゃんと回っていくようにする金融・経済の極めて重要な**インフラ**の役割を担っているのです。
- 日本の**公認会計士制度**は、昭和 23 年に制定された**公認会計士法**に基づいています。公認会計士法



は、同じく昭和 23 年に制定された**証券取引法**とともに、戦後における**経済の民主化**の一環として制定されました。証券取引法は、国民経済の適切な運営と**投資者保護**のため、有価証券の公正な取引と円滑な流通の確保を目的とするもので、**公正な証券取引市場**の構築や**透明な企業内容の開示（ディスクロージャー）**のための制度を定めております。昭和 23 年 4 月、証券取引法により企業内容のディスクロージャーの制度が導入されましたが、これが投資者保護の観点から実効性を持ったものとして機能するためには、上に述べたように、ディスクローズされた企業の財務状況などについての**情報の正確性と信頼性**が、企業会計に関する専門的な知識を持った独立の立場にある**公正な第三者による監査**によって担保される必要があります。そのような監査の担い手としての公認会計士を日本に導入するために、**公認会計士試験**や公認会計士の**登録**、公認会計士の**義務や責任**、行政による**監督や罰則**など公認会計士制度を定めた公認会計士法が同年 7 月に制定されたのです。

- 公認会計士法制定以来、公認会計士は**証券市場のインフラ**として重要な役割を果たしてきましたが、日本の**証券市場の改革・活性化**を進めていくためには、公認会計士監査制度の充実・強化が必要となっており、アクセス F S A 第 3 号の【金融便利帳】[「直接金融と間接金融」](#)でも取り上げましたが、日本の金融システムは間接金融に偏っており、**間接金融から直接金融へのシフト**を進めるべく、証券市場の改革・活性化が重要な課題となっています。そのためには、証券市場に対する投資家の信頼の向上が不可欠であり、証券市場のインフラである公認会計士監査制度の充実・強化が求められているというわけです。

- また、経済のグローバル化等を背景に、公認会計士の業務が複雑化・多様化・国際化してきています。このような業務の質的量的変化に的確に対応していくために、公認会計士については、その質を確保しつつ、多様な人材が輩出されるように、また日本経済を支え得るだけの一定規模の人員を確保する必要があります。このため**公認会計士試験制度の見直し**が必要になってきております。

（注）平成 14 年 12 月末現在、日本の公認会計士の登録者数は 14,295 人となっておりますが、金融審議会公認会計士制度部会報告書「公認会計士監査制度の充実・強化」（平成 14 年 12 月 17 日）においては、「例えば、— 平成 30 年頃までに公認会計士の総数を 5 万人程度の規模と見込むこと、— 年間 2,000 名から 3,000 名が新たな試験合格者となることを目指すこと が考えられる」とされております。

- 更に、2001 年（平成 13 年）12 月のエンロン社の破綻、2002 年（平成 14 年）6 月のワールドコム社の粉飾決算といった米国における一連の会計不祥事件を受け、米国において企業会計改革法（サーベーンズ＝オクスリー法）が制定されるなどの国際的動向も踏まえ、日本においても、監査人の独立性の強化や監視・監督体制の充実・強化等により、日本の監査制度に対する国際的な信頼を獲得することが不可欠になっております。

- このような日本の公認会計士制度を巡る様々な課題に対応するため、公認会計士制度の改革が必要となっており、金融審議会の公認会計士制度部会において、「公認会計士の使命とは何か」、「監査の目的とは何か」、といった「そもそも論」に立ち返って検討がなされ、昨年 12 月 17 日、金融審議会公認会計士制度部会報告「公認会計士監査制度の充実・強化」がとりまとめ・公表されました。そして、公認会計士監査制度の充実・強化を図るため、本年 3 月 14 日、第 156 回国会に「公認会計士法の一部を改正する法律案」が提出されたところです。

※ 金融庁ホームページの「報道発表」などから、[「公認会計士監査制度の充実・強化」（金融審議会公認会計士制度部会報告）（平成 14 年 12 月 17 日）](#)や[「証券市場の改革促進プログラム」について（平成 14 年 8 月 6 日）](#)にもアクセスしてみてください。

また、同ホームページの「国会提出法案」から「第 156 回国会における金融庁関連法律案」に入り、[「公認会計士法の一部を改正する法律案（平成 15 年 3 月 14 日提出）」](#)にもアクセスしてみてください。

更に、アクセス F S A 第 3 号【金融便利帳】[（今月のキーワード：直接金融と間接金融）](#)にもアクセスしてみてください



【伊藤副大臣に質問！】

Q： 産業再生機構とRCCの違いがわかりません。とても似ているような気がするのですが…。その辺のところ、教えていただけないでしょうか。

A： 我が国経済の活性化のためには、金融サイドにおける不良債権処理の加速化と、不良債権の向こう側にある債務者企業の過剰債務の問題、すなわち産業サイドにおける過剰供給構造の解消の双方を同時に進めていくことが肝要であり、金融と産業の一体的再生が必要です。我が国産業のいわゆるオールドエコノミーと呼ばれるものの中にも非常に高い価値を持った企業が存在しており、これは日本経済の一つの大きな財産ですから、このような価値を喪失させてしまうことなく、その価値を活かすことができるように事業を再構築していくことが大事です。他方、産業の過剰供給構造が深刻なデフレを生み出す要因の一つになっているということもまた事実ですので、産業の過剰供給構造を解消していくと同時に不良債権問題を正常化し、日本経済を再生していくということが重要であるという問題意識を持って取り組んでおります。

そのような中で、4月2日に産業再生機構関連法が成立し、4月16日に同機構が設立されました。産業再生機構の業務は、不良債権の中でも「要管理先」等に分類されている企業のうち、主としてメインバンクと企業の間で再建計画が合意されつつあることなどにより再生可能と判断される企業の債権を、原則として非メインの金融機関などから買取るということで、すなわち、まず再生を目的として、再生可能性が高いと判断される債務者企業の債権を一括して買取るというものです。決して企業の安易な延命を目的とするものではありません。

これに対してRCCは、破綻金融機関等から債権等を買取り、その回収等を行うことを業務としております。また、不良債権処理の加速化のため、原則として「破綻懸念先」以下の債権を健全金融機関から買取るということで、再建計画の有無にかかわらず、買取申込みを受けた個別の債権を買取対象とし、これらの債権の回収等を行う中で再生可能性のある債務者企業については、その再生に積極的に取り組んできているところです。

このように、RCCと産業再生機構の間では、その業務に基本的な違いはありますが、個別の債権の買取りや処分には際しては、相互に緊密な連携を図るなど、協力体制の充実を図ることとしております。

産業再生機構は5月から業務開始ということですので、大いに期待したいと思ひますし、金融庁としても最大限協力・連携してまいりたいと思ひます。

※ 「要管理先」、「破綻懸念先」については、詳しくは、アクセスFSA創刊号【金融便利帳】[「今月のキーワード：不良債権」](#)にアクセスしてください。

※ 産業再生機構については、詳しくは、内閣府ホームページから[「産業再生機構に関するQ&A」](#)にアクセスしてください。



※ 大臣・副大臣への質問募集中

【竹中大臣に質問！】、【伊藤副大臣に質問！】のコーナーでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣や副大臣へのご質問に、大臣・副大臣が直接お答えします。

「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣にこんなことを、是非、直接聞いてみたい！」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「**ご意見箱**」にお寄せください。

その際、ご意見箱の**件名**の欄には、必ず「**大臣に質問**」あるいは「**副大臣に質問**」とご記入ください。また、**本文**の欄に**ご質問の内容**をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが**100字以内**に収めていただきますようお願いいたします。

お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣または副大臣の回答を掲載させていただきます。なお、採用させていただきましたご質問につきましては、**ご質問者のお名前とお歳**を（ご意見箱の住所の欄にもご記入いただいた場合にはお住まいになっている**都道府県**も合わせて）**ご紹介させていただいてよろしい場合には**、本文の欄にご質問内容を記入された後に「**氏名等掲載可**」とご記入ください。

大臣・副大臣へのご質問がございました方は、[「ご意見箱」](#)へどうぞ。



【お知らせ】

○「金融庁ホームページの全文検索サービス」の運用を開始

金融庁ホームページに収録されている様々な情報について、アクセスしたい用語を入力するだけで簡単に検索することができる [「金融庁ホームページ全文検索サービス」](#)の運用を開始しました。どうぞご利用ください。

○「証券税制の大幅な改善について」のコーナーをリニューアルしました

平成 15 年 3 月 28 日、第 156 回国会において税制改正関連法が成立し、証券に関する税制が大幅に軽減・簡素化されました。

今回の税制改正について、投資家の皆さんにより良く理解していただくために、金融庁ホームページ内の [「証券税制の大幅な改善について」](#)のコーナーをリニューアルし、皆さんからのお問い合わせが多い質問について [「新証券税制Q & A」](#)を新設しました。どうぞアクセスしてみてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を 1 日 1 回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。



【3月の主な報道発表等】

- | | | |
|--------|--|---|
| 3日(月) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> 中部銀行に対する管理を命ずる処分の取消 全国財務局理財部長会議開催 |
| 6日(木) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> 「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について(追加要請その19)」の発出 |
| 7日(金) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> 株式会社あしぎんフィナンシャルグループの設立認可 |
| 10日(月) | アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> 株式会社みずほフィナンシャルグループの設立認可 みずほグループの産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定 |
| 11日(火) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案」の公表
(パブリック・コメント) |
| | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> 株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社三井住友銀行、株式会社わかしお銀行の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定 |
| | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> 株式会社足利銀行及び北関東リース株式会社の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定 |
| 12日(水) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> 新生インベストメント・マネジメント株式会社に対する投資信託委託業者及び投資一任契約に係る業務の認可 |
| 13日(木) | アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> 「株式市場の適正な運営の確保について」を公表 「上場等株券の発行者である会社が行う上場等株券の売買等に関する内閣府令の特例に関する内閣府令(案)の公表について」 |
| | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令案」、「長期信用銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令案」及び「銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」の公表
(パブリック・コメント) |
| 14日(金) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> 「担保評価の厳正な検証について」を公表 |
| 17日(月) | アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> 事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)の一部改正 金融審議会 金融分科会第二部会 リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ 地方懇談会について |
| 18日(火) | アクセス
アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> 「貸金業の登録審査等の一層の強化について」を公表 日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社東京支店に対する行政処分 「引値保証取引等への対応」を公表 |
| 19日(水) | アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社に対し投資信託委託業の認可 事務ガイドライン「金融監督にあたっての留意事項について(第二分冊：保険会社関係)」の一部改正 |
| 20日(木) | アクセス
アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> 金融庁電子申請・届出システムの運用開始について 農中証券株式会社に対する行政処分 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ、株式会社東京三菱銀行、三菱信託銀行株式会社の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について |
| | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> 「金融庁対策本部」の設置について」を公表 |



- | | | |
|----------|----------------------|---|
| 24 日 (月) | アクセス | ・ 石川銀行に対する管理を命ずる処分の取消 |
| | アクセス | ・ 「顧客等の本人確認等の徹底及びテロリズムに対する資金供与等の疑いがある取引の届出について」を発出 |
| | アクセス | ・ 上場等株券等の発行者である会社が上場等株券の売買等に関する内閣府令の特例に関する内閣府令の施行について |
| 27 日 (木) | | ・ 第 12 回金融審議会金融分科会第二部会開催 |
| | アクセス | ・ 金融審議会金融分科会第二部会「リレーシヨシップバンキングの機能強化に向けて」を報告 |
| | | ・ 第 26 回企業会計審議会第一部会開催 |
| 28 日 (金) | アクセス | ・ 「リレーシヨシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を公表 |
| | アクセス | ・ 事務ガイドライン（証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について）の一部改正 |
| | アクセス | ・ 証券取引法施行令の一部を改正する法律案及び企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案に対するパブリックコメント結果 |
| | アクセス | ・ 「公認会計士試験第 1 次試験合格者について」を発表 |
| | アクセス | ・ 「公認会計士試験第 3 次試験合格者及び筆記試験免除資格取得者について」を発表 |
| | アクセス | ・ 米国 P C A O B の規則案へのパブリック・コメントの発出について
（米国の企業会計改革法（サーバーンズ＝オクスリー法）への対応） |
| | | |
| 31 日 (月) | アクセス | ・ 株式会社関東銀行及び株式会社つくば銀行の金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法に基づく経営基盤強化計画の認定 |

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。

